

令和2年第1回定例会 （令和2年2月17日）

**桶川北本水道企業団
議会会議録**

桶川北本水道企業団議会

令和2年第1回桶川北本水道企業団議会定例会会議録

目 次

招集告示	1
議事日程	2
第 1 号 (2月17日)	
出席議員	3
欠席議員	3
説明のための出席者	3
職務のため出席した者の職氏名	3
開会及び開議の宣告	4
議事日程の報告	4
会議録署名議員の指名	4
会期の決定	4
企業長の一般報告	4
委員長報告	6
企業長提出議案の上程、説明	6
一般質問	18
高橋伸治君	19
中村洋子君	24
星野充生君	28
第4号議案に対する質疑、討論、採決	33
第5号議案に対する質疑、討論、採決	34
第6号議案に対する質疑、討論、採決	36
第7号議案に対する質疑、討論、採決	37
特定事件の閉会中の継続審査の申し出について	43
閉会の宣告	44

桶川北本水道企業団告示第3号

令和2年第1回桶川北本水道企業団議会定例会を次のとおり招集する。

令和2年2月10日

桶川北本水道企業団

企業長 小野 克典

1. 日 時 令和2年2月17日(月) 午前9時30分

2. 場 所 桶川北本水道企業団西庁舎大会議室

令和2年第1回桶川北本水道企業団議会定例会日程

議事日程

令和2年2月17日

1. 会議録署名議員の指名
2. 会期の決定
3. 企業長の一般報告
4. 委員長報告
5. 企業長提出議案の上程、説明
6. 一般質問
7. 議案の質疑、討論、採決
 - (1) 第4号議案
桶川北本水道企業団行政不服審査法関係手数料条例の一部を改正する条例について
 - (2) 第5号議案
桶川北本水道企業団企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について
 - (3) 第6号議案
令和元年度桶川北本水道企業団水道事業会計補正予算（第1号）について
 - (4) 第7号議案
令和2年度桶川北本水道企業団水道事業会計予算について
8. 特定事件の閉会中の継続審査の申し出について

令和2年第1回桶川北本水道企業団議会定例会

令和2年2月17日（月曜日）

○出席議員（10名）

1番	今	関	公	美	君	2番	高	橋	伸	治	君	
3番	星	野	充	生	君	4番	岡	安	政	彦	君	
5番	中	村	洋	子	君	6番	工	藤	日	出	夫	君
7番	加	藤	勝	明	君	8番	糸	井	政	樹	君	
9番	江	森	誠	一	君	10番	佐	藤		洋	君	

○欠席議員（なし）

○説明のための出席者

企業長	小	野	克	典	君	副企業長	三	宮	幸	雄	君
事務局長	小	高	清	隆	君	参事兼 事務局 次長兼 浄水課長	小	島		稔	君
事務局 次長兼 業務課長	篠	田		明	君	副参事兼 施設課長	河	野	宏	之	君
総務課長	堀		和	行	君	給水課長	青	鹿	秀	明	君

○職務のため出席した者の職氏名

書記	久	保		武		書記	中	村	正	夫
----	---	---	--	---	--	----	---	---	---	---

午前 9時45分 開 会

△開会及び開議の宣告

○議長（加藤勝明君） 定足数に達しておりますので、令和2年第1回桶川北本水道企業団議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

△議事日程の報告

○議長（加藤勝明君） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付してありますので、ご了承ください。

△会議録署名議員の指名

○議長（加藤勝明君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第80条の規定により、議長より指名いたします。

10番 佐藤 洋 議員

1番 今関 公美 議員

の兩名を指名いたします。

△会期の決定

○議長（加藤勝明君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日1日といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（加藤勝明君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日と決定いたしました。

△企業長の一般報告

○議長（加藤勝明君） 日程第3、企業長より一般報告について発言を求められておりますので、これを許可いたします。

企業長。

○企業長（小野克典君） おはようございます。

本日、ここに令和2年第1回桶川北本水道企業団議会定例会を招集申し上げましたところ、議員各位には公私ともにご多忙のところご参会賜りまして、厚く感謝申し上げます。

それでは、議案の提出に先立ちまして、一般報告を申し上げます。

初めに、昨年10月の台風第19号に関する報告を申し上げます。

10月12日土曜日に台風第19号は関東甲信から東北地方を通過し、河川の氾濫等を引き起こして各地に甚大な被害を及ぼしました。当企業団では、台風第19号の接近に伴う被害に備え、12日土曜日の午前から管理職員等が庁舎に待機しました。幸い被害は発生しませんでした。翌13日日曜日に、日本水道協会埼玉県支部役員都市の川口市水道局より、秩父市の浄水場が被災し、断水が発生したため、15日火曜日からは応急給水の支援要請がありました。このため、給水タンク車と職員の派遣準備をしましたが、当初想定より復旧が早まりまして、派遣は見送りとなりました。その後、17日木曜日には、川口市水道局より広域断水が発生している福島県いわき市への応急給水の支援要請がありました。このため、19日土曜日からは23日水曜日までの5日間、交代で職員6名と給水タンク車1台をいわき市へ派遣し、応急給水活動に従事しました。

当企業団といたしましては、今後も日本水道協会の災害支援の枠組みに基づき、被災地における応急給水活動などを支援してまいります。

次に、業務の状況について申し上げます。

水道事業経営は、給水人口と配水量の推移に大きく影響されますが、令和2年1月末の給水人口は14万1,511人で、前年同期と比べ541人の減少となっております。配水量及び有収水量は、臨時用を除く一般用、営業用、工場用、官公署等用の全てで減少となり、昨年4月から1月までの配水量は1,285万2,796立方メートル、前年同期比34万8,636立方メートル、2.6%の減少、有収水量は1,195万4,691立方メートル、前年同期比16万8,505立方メートル、1.4%の減少となりました。この結果、給水収益は前年度比で1.6%減少となりました。

次に、両市の防災訓練への参加について申し上げます。

昨年8月18日に北本市、本年1月18日に桶川市で実施した防災訓練に参加しました。当日は、給水タンク車に接続した給水栓による応急給水や耐震管の模型及びパネルの展示、水道に関する冊子や非常用飲料水袋の配布などを実施しました。市民の皆さんには、水の重要性を認識していただいたところです。

次に、ダイレクト型制限付き一般競争入札について申し上げます。

本年度も設計価格1,000万円以上の工事を対象に、最低制限価格制度を設け実施し、現在

までに23件の工事請負契約を締結しました。

最後に、石綿セメント管更新事業について申し上げます。

石綿セメント管更新事業の今年度の事業の内訳は、桶川市内9件、北本市内9件、更新距離4,265.9メートルで、全て今年度完成予定です。

以上をもちまして、企業団の主要な事項につきましての一般報告とさせていただきます。

△委員長報告

○議長（加藤勝明君） ありがとうございます。

日程第4、委員長報告を行います。

議会運営委員会委員長より行政視察の報告をしたい旨の申出がありましたので、これを許可いたします。

岡安政彦議員。

○議会運営委員会委員長（岡安政彦君） 皆さん、改めまして、おはようございます。

それでは、議長の許可を頂きましたので、報告を申し上げます。

報告書の1ページをご覧いただきたいと思います。

1、実施期間 令和元年10月10日から11日。

2、調査地 香川県広域水道企業団及び岡山県南部水道企業団でございます。

3、4、5につきましては、お手元の資料のとおりでございます。

6、調査事項 香川県広域水道企業団で、1、事業の概要について、2、企業団の設立の経緯、3、広域化について、4、官民連携について、5、企業団の職員について、6、企業団の経営状態、7、課題と今後の方向性。

次に、岡山県南部水道企業団でございます。1、事業概要について、2、西阿知浄水場について、3、高度浄水処理についてでございます。

なお、この詳細につきましては、お手元に配付してございますので、報告書をご参照いただければと思います。

以上で、桶川北本水道企業団の水道事業行政視察調査結果の報告とさせていただきます。

以上でございます。

△企業長提出議案の上程、説明

○議長（加藤勝明君） 日程第5、企業長提出議案を一括上程いたします。

第4号議案から第7号議案を議題とし、提案理由の説明を企業長に求めます。

企業長。

○企業長（小野克典君） それでは、本日までご提案申し上げ、ご審議いただきます議案につきまして、順次その概要をご説明申し上げます。

初めに、第4号議案 桶川北本水道企業団行政不服審査法関係手数料条例の一部を改正する条例について申し上げます。

本案は、工業標準化法の一部改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

次に、第5号議案 桶川北本水道企業団企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について申し上げます。

本案は、構成市に準じて住居手当の改正を行うものでございます。

次に、第6号議案 令和元年度桶川北本水道企業団水道事業会計補正予算（第1号）について申し上げます。

第2条は、収益的収入において、受託工事収益、分担金及びその他営業収益が予定した額に達しない見込みとなったため、減額補正するものです。

収益的支出においては、原水及び浄水費、配水及び給水費、受託工事費、業務費及び総係費が予定した額に達しない見込みとなったため減額補正し、資産減耗費に不足を生じたので増額補正するものです。

第3条は、資本的収入において、関係市負担金、工事負担金及び分担金が予定した額に達しない見込みとなったため、減額補正するものです。

資本的支出においては、建設改良費の配水設備費、配水支管整備費、工事請負費、原浄水設備改良費、事務費及び営業設備費が予定した額に達しない見込みとなったため、減額補正するものです。

第4条は、債務負担行為の限度額を減額補正するものです。

第5条は、職員給与費が予定した額に達しない見込みとなったため、減額補正するものです。

次に、第7号議案 令和2年度桶川北本水道企業団水道事業会計予算について申し上げます。

令和2年度予算に当たりましては、水道事業基本計画（水道事業ビジョン）の基本方針であります将来にわたって持続、安全、強靱な水道事業とSDGsに係る施策としての持続可能で強靱な質の高い水道事業を目指して、中長期的な視点に立った施設の更新を推進するた

め予算編成を行ったところです。

予算第2条の業務の予定量は、給水件数は6万3,700件、年間総配水量は1,522万7,700立方メートル、一日平均配水量は4万1,720立方メートルです。

また、主要な建設改良事業として、石綿セメント管更新事業を4億8,142万7,000円としたところです。

第3条収益的収支では、収入は30億7,449万4,000円、前年度比4.09%減少、支出は28億5,927万4,000円、前年度比1.14%増加となりました。

収入においては、営業外収益は増加しておりますが、営業収益が減少し、特別利益が皆減となりました。支出においては、営業費用及び営業外費用が増加し、特別損失が皆増となりました。

第4条資本的収支では、収入は1億4,951万6,000円、前年度比21.77%減少、支出は11億6,337万3,000円、前年度比19.73%減少となりました。

収入においては、補助金及び分担金は増加しておりますが、関係市負担金及び工事負担金が減少しております。

支出では、配水設備費、配水設備改良費及び事務費は増加しておりますが、石綿セメント管更新事業費、配水支管整備費、工事請負費、原浄水設備改良費、営業設備費及び企業債償還金は減少しております。

第5条は、一時借入金の限度額、第6条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費の額、第7条は、他会計からの補助金、第8条は、たな卸し資産購入限度額をそれぞれ定めたところです。

以上をもちまして、本定例会に提出いたしました議案の説明は終わりますが、事務局で補足説明をいたしますので、何とぞ慎重審議の上、ご議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（加藤勝明君） 総務課長。

○総務課長（堀 和行君） おはようございます。

それでは、議案の補足説明をさせていただきます。

初めに、第4号議案 桶川北本水道企業団行政不服審査法関係手数料条例の一部を改正する条例について申し上げます。

本案は、工業標準化法の一部改正に伴い、使用する用語が変更になりましたので、条例の別表の備考にございます「日本工業規格」を「日本産業規格」に改めるものでございます。

次に、第5号議案 桶川北本水道企業団企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について申し上げます。

本案は、構成市に準じ住居手当の見直しを行うもので、住居手当の支給対象から持家の所有者を削除するものでございます。

附則の第2項は、持家に係る住居手当に係りませ経過措置でございます。

次に、第6号議案 令和元年度桶川北本水道企業団水道事業会計補正予算（第1号）について申し上げます。

補正予算書をご覧ください。

初めに、1ページですが、改元日前に作成しました予算書につきまして、元号の読替えを行うものでございます。

元号を改める政令（平成31年政令第143号）の施行に伴い、平成31年度桶川北本水道企業団水道事業会計予算の名称を令和元年度桶川北本水道企業団水道事業会計予算とし、予算書における年度表記については、平成31年度を令和元年度と読み替えるものとし、平成32年度以降も同様とするものでございます。

第2条、第3条の補正科目につきましては、企業長が提案理由で申し上げたものでございます。

補正額の内訳につきましては、次の予算実施計画で申し上げます。

なお、第3条は、予算第4条本文括弧書き中に記載の資本的収支の不足額及び補填財源額に変更がありましたので、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額12億5,812万6,000円を11億6,122万9,000円に、消費税及び地方消費税資本的収支調整額9,002万5,000円を9,437万5,000円に、過年度分損益勘定留保資金8億3,770万7,000円を4億7,768万円に改め、新たに建設改良積立金3億6,800万円を加えるものでございます。

2ページにまいりまして、第4条は、債務負担行為の限度額を減額補正するものでございます。

第5条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費、（1）職員給与費でございますが、1,160万円減額し、3億1,347万円とするものでございます。

次に、3ページにまいりまして、補正予算実施計画でございます。予算科目で款、項、目となっております。目の科目で申し上げます。

初めに、収益的収入及び支出になります。

まず、収入でございます。

営業収益の2、受託工事収益でございますが、公共下水道工事に伴う給水管布設替え工事が未発生だったことと、給水装置工事の申込み件数が当初見込みよりも少なかったことにより、1,051万円減額し、2,185万6,000円とするものでございます。

3、分担金でございますが、一般住宅及び集合住宅の申込み件数が当初見込みよりも少なかったことにより107万1,000円減額し、7,570万2,000円とするものでございます。

5、その他営業収益でございますが、関係市負担金で消火栓修繕が当初見込みよりも少なかったことにより379万円減額し、220万6,000円とするものでございます。

収入の合計は、31億9,006万9,000円になるところでございます。

次に、支出でございます。

営業費用の1、原水及び浄水費でございますが、委託料で落札率による不用額の発生や配水量の減少により動力費、薬品費及び受水費が減少となり、2,750万円減額し、11億9,868万4,000円とするものでございます。

2、配水及び給水費でございますが、修繕費で水道メーター購入単価が想定より低かったこと等により700万円減額し、3億5,055万6,000円とするものでございます。

3、受託工事費でございますが、公共下水道工事に伴う給水管布設替え工事の未発生と路面復旧費で舗装本復旧が当初見込みよりも少なかったことにより978万2,000円減額し、2,573万3,000円とするものでございます。

4、業務費でございますが、印刷製本費で、印刷物発注部数の減少等により140万円減額し、1億6,474万7,000円とするものでございます。

6、総係費でございますが、給与費で人事異動及び育児休業取得による不用額の発生により1,000万円減額し、1億5,468万1,000円とするものでございます。

8、資産減耗費でございますが、配水管の除却数量が増加したことにより、210万2,000円増額の4,629万9,000円とするものでございます。

支出合計は27億7,352万2,000円になるところでございます。

次に、4ページにまいりまして、資本的収入及び支出になります。

まず、収入から申し上げます。

同じく目のところで申し上げます。

1、負担区分による負担金でございますが、消火栓設置費用の減少により174万8,000円減額し、1,485万8,000円とするものでございます。

1、工事負担金でございますが、土地区画整理事業に伴う配水管の布設替え工事で、予定

した箇所工事未発生等により1億2,355万8,000円減額し、1,469万6,000円とするものでございます。

1、分担金でございますが、45万8,000円減額し、3,244万4,000円とするものでございます。

資本的収入の合計は6,535万8,000円になるところでございます。

次に、支出でございます。

建設改良費の2、配水設備費でございますが、落札率による不用額の発生や要綱に基づく配水管布設工事及び路面復旧費で舗装本復旧が当初見込みよりも減少となりまして、3,184万1,000円減額し、5,701万1,000円とするものでございます。

3、配水支管整備費でございますが、落札率による不用額の発生により638万円減額し、1億765万円とするものでございます。

4、工事請負費でございますが、土地区画整理事業に伴う配水管布設工事で、予定した箇所の工事未発生等により1億1,550万円減額し、1,666万2,000円とするものでございます。

5、原浄水設備改良費でございますが、工事の未発生や落札率による不用額の発生により2,666万円減額し、5,573万7,000円とするものでございます。

7、事務費でございますが、人事異動による給与費の減少や落札率による委託費の減少により860万円減額し、3,535万4,000円とするものでございます。

8、営業設備費でございますが、量水器費で水道メーター購入単価が想定よりも低かったことと購入数の減少により3,368万円減額し、7,885万9,000円とするものでございます。

資本的支出の合計は12億2,658万7,000円になるところでございます。

次に、5ページの債務負担行為に関する調書でございますが、令和2年度に支払い義務が発生する予定額を記載しております。桶川北本水道企業団実施計画は、令和3年度から令和7年度までの5か年の施設の更新計画と10か年の財政計画を作成するものでございます。

次に、6ページの予定キャッシュ・フロー計算書でございますが、7ページの下資金期末残高を23億8,237万5,000円と予定したところでございます。

以上で第6号議案の補足説明を終わらせていただきます。

続きまして、第7号議案 令和2年度桶川北本水道企業団水道事業会計予算について申し上げます。

お配りしております予算書と予算内訳書によりまして、それぞれ説明をさせていただきます。

予算書の1ページから2ページにかけては、先ほど企業長のほうで提案理由にて申し上げておりますので、若干文章について補足説明をさせていただきます。

2ページの第4条の本文でございますが、資本的収入が支出に対して不足いたします10億1,385万7,000円の補填財源といたしまして、消費税及び地方消費税資本的収支調整額8,284万7,000円、減債積立金1億7,637万8,000円、過年度分損益勘定留保資金7億5,463万5,000円にて補填するという内容でございます。

第5条が、一時借入金の限度額、第6条が、議会の議決を経なければ流用することのできない経費といたしまして、(1)の職員給与費で3億2,708万3,000円、(2)の交際費、こちらは企業長交際費及び議長交際費の合計額で45万円でございます。

第7条が、他会計からの補助金といたしまして、児童手当支給に要する経費について、桶川市及び北本市の一般会計より水道事業会計に繰り出しを受けているものでございます。

第8条が、たな卸資産購入限度額、水道メーターの購入分でございますが、3,883万5,000円と定めたところでございます。

続きまして、4ページにまいりまして、令和2年度予算実施計画でございます。

款、項、目までの予定額が記載されております。

このページから7ページまでの資本的支出までにつきましては、予算内訳書によりまして説明させていただきたいと思っておりますので、そちらをご覧いただきたいと思っております。

予算内訳書の1ページでございますが、収益的収入及び支出の収入からでございます。

1、水道事業収益、本年度予定額30億7,449万4,000円で、前年度と比較しまして1億3,094万6,000円の減少となっております。

続きまして、1、営業収益のほうから申し上げてまいります。

以下、金額につきましては本年度予定額を、内容につきましては主なものを申し上げてまいりますので、よろしくお願いいたします。

初めに、1の給水収益26億4,510万2,000円、こちらは水道料金でございます、有収水量1,423万7,900立方メートル、単価168円89銭を見込んでおります。

次に、2の受託工事収益2,301万円、こちらは給水工事箇所路面復旧費及び手数料収入と公共下水道工事に伴います給水管布設替えの収入でございます。

次に、3の分担金7,747万7,000円、こちらは新規利用分の分担金でございます、3条収入としましては全体収入の70%となっております。

次に、4の公共下水道負担金8,977万3,000円でございますが、こちらは両市からの下水道

使用料の徴収事務負担金収入でございます。

次に、2ページにまいりまして、2の営業外収益2億3,276万3,000円ですが、このうち長期前受金戻入が2億2,678万7,000円で、営業外収益のほとんどが長期前受金戻入となっております。

次に、4ページにまいりまして、支出でございますが、1、水道事業費、本年度予定額28億5,927万4,000円で、前年度と比較しまして3,217万2,000円増加となっております。

こちらも予算額の大きい主な項目を申し上げてまいります。

初めに、1の営業費用の1原水及び浄水費12億338万7,000円でございますが、浄水課職員5人、再任用職員1人の給与費としまして、給料、手当、賞与引当金繰入額、法定福利費までの合計で4,777万6,000円を予定しております。

5ページにまいりまして、委託料が9,089万1,000円でございますが、各浄配水場の管理委託や設備等の保守点検費用、水質検査費用となっております。修繕費が4,369万7,000円でございますが、中丸浄水場の排水処理設備の修繕や川田谷浄水場の8号配水ポンプのオーバーホールなどを予定しております。

動力費が1億1,667万4,000円、こちらは各浄配水場や取水井及び端末等の電気料金と自家発電機用重油、灯油を予定しております。

次に、6ページにまいりまして、薬品費1,258万5,000円でございますが、浄水処理用の次亜塩素酸ナトリウム、ポリ塩化アルミニウムの購入費用でございます。

受水費8億8,797万4,000円でございますが、埼玉県営水道からの受水費用としまして受水量1,306万6,500立方メートル、単価については61円78銭で、前年度と同単価でございます。

次に、2の配水及び給水費3億8,972万9,000円でございますが、施設課職員7人、給水課職員3人、再任用職員1人の給与費としまして給料、手当、賞与引当金繰入額、法定福利費までの合計で7,633万9,000円を予定しております。

7ページにまいりまして、委託料8,831万6,000円でございますが、配水管の洗浄や漏水調査及び受付の委託費等を予定しております。

修繕費が1億8,012万3,000円でございますが、こちらは主なところは配給水管等の漏水修理や道路改良等に伴う布設替え、水道メーター検定満期取替え費用等を予定しております。路面復旧費2,889万3,000円でございますが、主に漏水修理箇所の路面復旧費用でございます。

8ページにまいりまして、3の受託工事費2,675万1,000円でございますが、給水課職員2人の給与費としまして給料、手当、賞与引当金繰入額、法定福利費までの合計で1,546万

2,000円を予定しております。

工事請負費297万円でございますが、両市の公共下水道工事に伴う給水管の布設替え費用でございます。

9ページにまいりまして、路面復旧費706万2,000円でございますが、給水取り出し箇所の路面復旧費用となっております、受託工事収益の給水工事収益にて収入を見込んでいるものでございます。

次に、4の業務費1億5,629万7,000円でございますが、業務課職員6人の給与費としまして給料、手当、賞与引当金繰入額、法定福利費までの合計で4,737万2,000円を予定しております。

通信運搬費1,149万7,000円でございますが、水道料金の納入通知書等の郵送料でございます。

10ページにまいりまして、委託料9,448万2,000円でございますが、料金徴収に関する委託費用でございます。主なところでは、給水契約の受け付けから検針及び収納業務まで一括委託する水道料金等徴収関係業務委託6,149万円、水道の開閉栓を行う使用開始・中止等業務委託1,302万円となっております。

5の議会費573万1,000円でございますが、こちらは議会に要する費用といたしまして、議会議員の報酬、手当、それから旅費ですとか、委託料等を予定させていただいております。

次に、11ページにまいりまして、6の総係費1億8,910万2,000円でございますが、初めにそれぞれ特別職の報酬と手当を見ております。次に、事務局、総務課職員14人の給与費としまして給料、手当、賞与引当金繰入額、法定福利費までの合計で1億50万6,000円を予定しております。

次に、13ページにまいりまして、広告料507万8,000円でございますが、すいどうだよりの発行や親子水道教室の開催費用となっております。

委託料2,842万9,000円でございますが、こちらは庁舎の管理費用や電算機の保守関連の費用と水道事業実施計画策定業務委託を予定しております。

次に、14ページにまいりまして、賃借料453万6,000円でございますが、公用車や事務用機器等の賃借料でございます。

修繕費513万5,000円でございますが、主に庁舎の維持管理費用でございます。

退職手当負担金2,666万円でございますが、こちらは埼玉県市町村総合事務組合に支払います負担金でございます。

15ページにまいりまして、7の減価償却費8億1,316万7,000円でございますが、このうち大部分が配水管等の構築物が占めております。

8の資産減耗費2,588万7,000円でございますが、こちらは固定資産除却費が2,483万8,000円で、主に配水管の除却費用となっております。

次に、16ページにまいりまして、2の営業外費用の1、支払利息及び企業債取扱諸費1,394万1,000円でございますが、こちらは企業債利息、借入金利息でございます。2の消費税は2,415万8,000円を予定しております。

次に、3、特別損失の1、過年度損益修正損でございますが、443万5,000円でございます。こちらは過年度分の固定資産除却費でございます。

次に、4、予備費でございますが、500万円を予定させていただいております。

次に、17ページの資本的収入及び支出の収入でございますが、1、資本的収入、本年度予定額1億4,951万6,000円で、前年度と比較しまして4,160万6,000円の減少となっております。

初めに、関係市負担金の負担区分による負担金844万6,000円でございますが、こちらは消火栓の設置費用について桶川市、北本市よりご負担を頂くものでございます。

次に、補助金の県補助金823万円、こちらは生活基盤施設耐震化等補助金でございます、埼玉県から交付されるものでございます。

次に、工事負担金9,963万6,000円、こちらは受託工事による配水管布設工事等の負担金収入でございますが、主に土地区画整理事業及び公共下水道工事に伴う配水管布設替え費用の負担金でございます。

次に、分担金3,320万4,000円でございますが、こちらは分担金収入の30%を4条に収入として入れるものでございます。

次に、18ページにまいりまして、支出でございますが、1、資本的支出、本年度予定額11億6,337万3,000円で、前年度と比較しまして2億8,587万5,000円の減少となっております。

1、建設改良費の1、石綿セメント管更新事業費4億8,142万7,000円でございますが、こちらは石綿セメント管の布設替え工事費でございます、施設課職員3人の給与費を含んでおります。

委託料2,572万9,000円、こちらは翌年度工事の設計業務委託を予定しております。

配水設備費3億6,437万5,000円、こちらは配水管布設工事で11件を予定しております。

次に、19ページの2、配水設備費9,403万4,000円でございますが、こちらは配水管の新規布設費用等でございます、道路築造等に伴う配水管布設工事が増加しております。

次に、3の配水支管整備費8,924万8,000円でございますが、こちらは口径50ミリの配水支管の布設替え工事費で、6件を予定しております。

次に、4の工事請負費9,460万8,000円でございますが、こちらは委託による配水管等の布設工事費でございますが、主に土地区画整理事業に伴う配水管の布設替え工事費が減少しております。

次に、5の原浄水設備改良費6,264万5,000円でございますが、こちらは浄配水場施設の改良工事等の費用としまして、加納配水場の交流無停電電源装置更新工事等を予定しております。

次に、6の配水設備改良費1億2,991万円でございますが、こちらは配水管等の改良工事の費用でございますが、道路改良工事等に伴う配水管改良工事を予定しております。

次に、7の事務費3,117万1,000円でございますが、こちらは建設改良に要する事務費でございますが、施設課職員2人の給与費を含んでおります。

20ページにまいりまして、8の営業設備費395万2,000円でございますが、水道メーターの購入費用や備品等の購入費用でございます。

最後に、企業債償還金1億7,637万8,000円でございますが、こちらは企業債の元金償還金でございます。財務省財政融資資金と地方公共団体金融機構に元金を返済するものでございます。

また、予算書のほうに戻っていただきまして、予算書の8ページをご覧ください。

予算書の8ページから9ページにかけては、令和2年度の予定キャッシュ・フロー計算書でございます。

1会計期間における現金及び預金の増加及び減少を、それぞれ業務活動、投資活動、財務活動の3つに区分して表したものとなっております。

一番下でございます資金の期首残高、期末残高は、令和元年度及び令和2年度の貸借対照表の現金及び預金の額と一致したものとなっております。

続きまして、10ページでございます。

給与費明細書でございます。

括弧書きは、再任用短時間勤務職員の外書きで、令和2年度は2名の予定でございます。一般職の職員は42名で、1名増でございます。

給料は55万1,000円の減、賃金は1万円の減、手当は306万4,000円の増、法定福利費は49万円の減でございますが、合計で201万3,000円の増加となっております。

下の表は、手当の内訳ごとの増減額を表したものとなっております。

次に、11ページは、給料及び手当の増減額の明細でございます。

給料の55万1,000円の減でございますが、給与改定に伴う増減分で27万8,000円の増加、昇給に伴う増加分で201万2,000円の増加、その他の増減分で284万1,000円の減少となっております。

手当につきましては、制度改正に伴う増減分で81万8,000円の増加、その他の増減分で224万6,000円の増加となりまして、手当全体では306万4,000円の増加となっております。

次に、12ページにまいりまして、給料及び手当の状況でございます。

職員1人当たりの令和2年1月1日現在の平均給料月額、前年度比で6,385円減少し、平均年齢は1歳1カ月上昇しております。

(2)の初任給でございますが、こちらは桶川市、北本市と同額となっているところでございます。

13ページにまいりまして、級別職員数でございますが、令和2年1月1日現在、平成31年1月1日現在のそれぞれ級別に在職しております職員の人数、構成比でございます。

下段のほうは、企業職員の級別の標準的な職務内容を記載したものとなっております。

14ページにまいりまして、昇給でございます。本年度は昇給に係る職員数は37人で、2号級昇給が8人、4号級昇給が29人となるところでございます。

下の特殊勤務手当でございますが、主な手当といたしましては、緊急出動手当で1人当たりの平均支給額が2,500円となっております。

15ページにまいりまして、期末手当勤勉手当でございますが、支給率は両市と同率で、括弧書きは再任用職員の支給率となっております。

(7)の退職手当でございますが、勤続年数の区分ごとに国の制度と比較したものでございます。

(8)のその他の手当につきましては、桶川市、北本市とのそれぞれの異同を記載してございます。

次に、16ページにまいりまして、債務負担行為に関する調書でございますが、桶川北本水道企業団実施計画策定業務委託について、令和元年度から令和2年度まで債務負担行為として定めております。

実施計画は、令和3年度から7年度までの5か年の施設の更新計画と10か年の財政計画を策定するものでございます。

次に、17ページから19ページにかけましては、令和2年度の予定貸借対照表でございますが、こちらは令和3年3月31日現在の財政状況を表しているものでございます。

18ページの2、流動資産の（1）現金預金19億7,094万円は、先ほど申しあげました9ページのキャッシュ・フロー計算書の資金期末残高と一致したものとなっております。

19ページの7、剰余金の（2）利益剰余金のハ、当年度未処分利益剰余金6億4,906万円ですが、こちらの内訳には、当年度純利益1億2,886万5,000円が含まれた金額となっております。

次に、20ページから21ページにかけましては、令和元年度の予定損益計算書となっております。こちらは経営成績の予定を表したものでございます。

下から4行目になりますが、当年度純利益といたしまして3億4,376万2,000円を予定いたしましたところでございます。

次に、22ページから24ページにかけましては、令和元年度の予定貸借対照表となっております。令和2年3月31日現在の財政状況を表したものとなっております。

24ページの下から5行目でございますが、当年度未処分利益剰余金9億3,299万1,000円でございますが、このうち減債積立金からの振り替え分が2億2,117万4,000円と、建設改良積立金からの振り替え分が3億6,800万円含まれておりまして、こちらにつきましては、決算時に資本金に組み入れる予定でございます。

次に、25ページから26ページにかけましては、注記でございますが、財務諸表を作成するに当たり採用しました会計処理の基準及び手続を注記として開示したものとなっております。

以上で、予算書の説明を終わりとさせていただきます。

第7号議案の説明はここまでとさせていただきます。

以上をもちまして、補足説明を終わりとさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（加藤勝明君） ここで暫時休憩といたします。再開は午前10時55分といたします。

（午前10時40分）

○議長（加藤勝明君） 休憩を解いて再開いたします。

（午前10時55分）

△一般質問

○議長（加藤勝明君） 日程第6、一般質問を行います。

◇ 高橋伸治君

○議長（加藤勝明君） 通告順に伴い、高橋伸治議員の質問を許可いたします。

高橋伸治君。

○2番（高橋伸治君） 議席番号2番、高橋伸治です。それでは、一般質問を通告順に従いまして行わせていただきます。

議長からお尋ねの許可を頂きましたので、通告に従って2件名について一般質問をさせていただきます。

件名の1のほうは、ICTの活用についてということになります。

コンピューターを使ってという情報と通信技術、ICTですけれども、人の力を減らす省力化、それが経済的にもポイントになるということと、2つ目は迅速化、人でやっていくにはスピードが間に合わないと、時間が間に合わないという迅速化、それから最終的にはコンピューター、ICTの活用は、経営上の判断材料、業務上の判断材料をそこから取るという、そういう意味合いがあります。

水道企業団につきましては、水道管布設、そのデータとして、いわゆるコンピューターマッピングと言われる水道管の布設についてのシステム化というものがありますので、要旨1ではコンピューターマッピングについてということで、1回目はこれまでの経緯と現状をお聞きしたいと思います。

それから、件名1の要旨2は、IoTについてということで質問させていただきます。

インターネットを活用してパソコン、タブレット、携帯等で使うというのが、我々の常識的な使い方ですけれども、実は、物にインターネットを活用するということができます。分かりやすくというか、典型的なのは、トヨタ、ホンダ等がやっています車にインターネットの機能を持たせるということで、どの車がどのぐらいどこを走っているか、そのときの速度はどうか、それから、ワイパーが動いているかということで降雨、雨が降っているかどうかまで分かるというような見分けがつかます。それから、急ブレーキをかける場所等ということで、危ない箇所も分かるという形でIoTというものの活用がされているわけですけれども、水道企業団においては、メーター等がこういうIoTの活用になるのではないかと思います。現状いかがなものございでしょうか。お尋ねします。

それから、件名2、国際化について、自腹で用意しましたが、2つの資料があります。

北本市議会においては、国際化で各シリーズの質問をさせていただいています。平成24年、今から8年前になりますけれども、上田知事とマレーシアの当時はまだ政権に返り咲いていなかった、80代もう後半に入っていたマハティール前首相との会談が5月に行われまして、マレーシアと埼玉県のいわゆる連携を強化しようということで、上田知事の上田レポートに7月ぐらいに掲載され、私はその年の9月に北本市においても国際化、なおかつマレーシアということで、上田知事、マハティール会談がありましたので、その件の質問を始めたのが最初でございます。

当時、私も日本で引きこもっていた時期ですので、海外に行っていなかったということで、当時の市長からは、何言っているんだ、行ったこともないくせにといい、なじられまして、25年の2月にマレーシア、ペナン島に行っています。ペナン島というのが、実はロングステイのメッカでありまして、私が考えたのは、シニアの方がロングステイをするという中でそのことの交流ができれば、子供たちが国際化、孫の世代の方が行きやすくなって国際人としての一つの自覚ができるのではないかという、教育的な視点で北本市のまちづくり、特徴をつくってみてはということで考えたわけです。

実際に行ってみて、いろんなことが分かりました。実は、今日も夜、11回目のマレーシア訪問をすることにしています。これまでそういう形で行って、行政の方とも一昨年会いまして、行政としての国際化というところの視点で考えたわけです。日本は1970年代に公害問題があって、その後もいろいろとそういう都市化、都市インフラについては試行錯誤してきたと私は考えていますけれども、我々の小さな地方自治体では、一部事務組合というのが都市インフラを担っているわけです。水道、それから下水道は直営でやっているということなんでしょうけれども、そのほかにし尿処理のことですとか、消防なんかもそうですね、それから、直営でも都市インフラという意味では道路、橋梁というのがあるわけです。

そういう視点で、国際化ということにつきましては、行政の視点が今まで結構抜けているなという印象、それから、経済的な交流は多少ありますけれども、文化交流に終始していたということで、今回水道議会として参加した関係で、件名2の国際化については、要旨の1で、海外からの研修の受け入れというのは可能なのかということについてお伺いしたいと思います。

これは、実際今日これから日本を立って向こうのキーマン等に出てきたときに、日本との関係において自主的に、日本が先輩ですね、指導者というのはちょっとおこがましいですけども、ということ、ハード的な技術的な問題は企業がやるとしても、いわゆる運営上

のソフト的なことは行政のほう、一部事務組合等のほうのノウハウというのもあるという、そういう視点でございます。そういう意味では、向こうから研修生を受け入れるということについて、水道企業団がどのようにお考えになっているのかをお伺いしたいと思います。

要旨の2では、さらに進んで向こうで指導してほしいという形になったときに、こちらから指導に行くような体制があるのか、その点についてお聞きしたいと思います。当企業団でない場合には、何か先行例があれば、その辺りについてご研究していただければと思います。

以上で第1回目の質問とさせていただきます。

○議長（加藤勝明君） 高橋伸治議員の1回目の質問が終わりました。

執行部の答弁を求めます。

施設課長。

○副参事兼施設課長（河野宏之君） 質問事項1、要旨1につきましてお答えさせていただきます。

マッピングシステムは、平成21年3月から運用開始いたしました。導入以前は、埋設管調査の来庁者に上水道管理図の図面を拡大コピーして提供してきましたが、調査物件が図面の関係上複数ページにわたる場合には、それぞれ印刷、加工してテープでつなぎ合わせるという煩雑な方法でしたので、対応が遅いなどのご指摘がございました。導入後は、瞬時にカラー印刷で出力可能になり、時間のロス、紙の浪費といった課題が解消されたことが大きな利点でございます。ランニングコストにつきましては、保守契約及びインク代などの消耗品を含めまして、年間約150万円予算計上をしております。

以上でございます。

○議長（加藤勝明君） 業務課長。

○事務局次長兼業務課長（篠田 明君） 質問事項1、要旨2につきましてご答弁申し上げます。

I o Tは、物がインターネットとつながる仕組みや技術であり、これは既に自動車の自動運転システムやスマートフォン、タブレットを利用したテレビ等の家電の遠隔操作など、幅広く活用されております。

水道分野においてこのI o T技術を活用したのが、水道スマートメーターであります。この水道スマートメーターは通信機能を備えており、検針データを通信回線で水道事業者の料金システムに自動送信してデータを反映できますので、現地に赴いて目視で検針する作業が必要なくなります。全国各地で水道事業体と水道メーターのメーカーが中心となり、モデル

地区で電波状況や受信状態の確認や送信データの正確性などの実証実験が行われてきましたが、その一部の地区で実用化する事業者も出てきております。関東地方ですと、東京都水道局のオリンピック選手村と横浜市水道局のモデル地区にスマートメーターを設置し、自動検針の実証研究から実用化に向けて動き出しておりますが、埼玉県内では具体的な導入に向けた動きはまだないようでございます。

導入によるメリットといたしましては、検針業務の効率化のほか、漏水の早期発見、お客様の使用水量の見える化や在宅を確認できる見守りサービスなど、新たな付加価値を創出したサービスの提供が可能になることです。

一方、デメリットといたしましては、スマートメーターが現在の水道メーターと比較して高価であることです。現在企業団で購入する水道メーターの単価は、口径13ミリで1,750円、口径20ミリで2,560円ですが、メーカー側が予想するスマートメーターの単価は1万円から2万円ということでしたので、メーター購入費用だけでかなりの負担増となります。また、これに通信ネットワーク設備や維持管理費用が加算されます。さらに、通信における個人情報の搾取やデータ改ざんなどのセキュリティーの問題や、通信不良、電磁波による人体への影響を気にする声があります。

これらのことから、今後スマートメーターが普及していき、導入コストの低減化が実現し、十分な費用対効果が見込めるようになった段階で導入の検討を始めてもよいのではないかと考えております。

以上でございます。

○議長（加藤勝明君） 総務課長。

○総務課長（堀 和行君） 質問事項2、要旨（1）についてお答えさせていただきます。

当企業団では、過去に国際協力機構JICAによる海外からの研修生を受け入れたことがございます。平成10年4月にセネガル共和国から1名、平成11年3月にザンビア共和国とイエメン共和国から2名、12月にトーゴ共和国とセネガル共和国から3名、平成12年2月にエルサルバドル共和国とイエメン共和国から2名、12月にペルー共和国から2名、平成14年3月にギニア共和国から1名の研修生を受け入れた実績がございます。

研修内容は、水道施設の運営、維持管理及び深井戸の構造についてでございます。当企業団での研修期間は、全て1日でございます。当企業団では、これまで2、3名で1日の研修の実績がございますので、この条件であれば受け入れは可能であると考えております。

次に、要旨（2）についてお答えさせていただきます。

海外での支援活動につきましては、埼玉県内の事業者では、埼玉県とさいたま市に実績がございます。全国では、東京都や千葉県、横浜市、川崎市、名古屋市などの大規模な事業者で実績がございます。埼玉県はタイとラオスに、さいたま市はラオスに実績がございます。

埼玉県では、平成23年度から27年度に職員3名から4名をタイに2週間から3週間、年4回程度派遣し、浄水場の管理や運営技術の支援を行ったとのことでございます。また、ラオスでも平成27年度から平成30年度に職員を派遣し、技術支援を行っております。

さいたま市では、平成4年からラオスに技術支援を行っているとのことでございます。近年の支援活動は、配給水管施工マニュアル作成等、現場での施工管理改善に向けた支援や、配給水管材料の適切な管理に向けた支援、そして給水管を主なターゲットにした無収水削減を目的とした技術支援を行っております。

当企業団としましては、国際協力や技術支援は必要であると考えますが、現在の規模では職員2、3名を年数回、2、3週間海外に派遣することは難しいと考えております。

以上でございます。

○議長（加藤勝明君） 2回目の質問を許可いたします。

高橋伸治議員。

○2番（高橋伸治君） ありがとうございます。

こういう質問をして、ある意味ではコンピューターマッピングがきちんと稼働しているということを知りまして、そういう意味では進んでいると、北本市の場合には道路のデジタル化がまだ完成していないということもありますので、コンピューターマッピング、そういうものが完成することによって非常に大きなメリットがあると思いますので、これを進めたいと思いますが、現状課題としてお考えになっているところ、今後の展望がありましたら、要旨の1でお聞かせ願いたいと思います。

それから、要旨の2ですが、IoTについて、これは質問というよりもむしろ要望になりますが、ほかがやったらというよりも、早く検討に入って、幾つかいわゆるほかの企業団なんかと一緒にしてもいいのかなと思うんですけども、そういう形でやるのはいかがでしょうか。今後のIoTについての進め方で、これは答弁がないとしたら要望ということになりますでしょうか。

それから、これは質問事項2ということなんですか、国際化につきましては、実績があるかということについては、そうなんだという非常にこれもうれしい驚きでしたけれども、先ほどの答弁ですと、アフリカと中米、南米でしょうね、ということで、アジアとの関係が

ないんだなという気がします。そういう意味では、実績はあるということは、今後いわゆる海外の姉妹都市、友好都市、経済連携等、そういうレベルがありましたけれども、海外との関係が深まった中で、ぜひこの辺りは、特に今日いらっしゃる管理者、副管理者はその辺りも頭に入れて海外との関係を、その場合には、企業団という形で一部事務組合ということになりますけれども、ぜひ海外との関係においてはこの辺りも考えながら進めていくということをお願いしたいと、この辺りは恐らくそう簡単に答弁できないと思いますので、要望とさせていただきます。

では、質問事項1について、今後の展望、課題等ありましたらお願いいたします。

○議長（加藤勝明君） 高橋伸治議員の2回目の質問が終わりました。

執行部の答弁を求めます。

施設課長。

○副参事兼施設課長（河野宏之君） お答え申し上げます。

今後のマッピングシステムにつきましては、例えば漏水が発生したとき、その路線の竣工図を紙ベースで印刷し、持参して職員が現地に向かいます。ところが、風が強い日、あるいは夏の急な雷雨があったときには、竣工図がぼろぼろになってしまいます。したがって、近い将来はタブレット方式の導入を検討しているところでございます。

以上でございます。

○議長（加藤勝明君） 以上をもちまして、高橋伸治議員の質問を終了いたします。

◇ 中 村 洋 子 君

○議長（加藤勝明君） 次に、中村洋子議員の質問を許可いたします。

中村洋子議員。

○5番（中村洋子君） よろしく申し上げます。

通告に従い、令和2年度第1回桶川北本水道企業団議会定例会において、2件名について一般質問をさせていただきます。

先ほど企業長より、台風19号について報告がありました。そういう中では、甚大な被害がなくてよかったという安心な気持ちになりました。全国的には非常に大変な被害に遭われた市町村もありまして、また、今年はどういうふうな台風が来るのかということも予想がつかえません。そういう面では、やはり一般質問で取り上げておいたほうがいいかなと思ひまして、件名1で取り上げさせていただきました。

やはり水道は安心・安全な供給ということで、水道管の漏水、破損など、非常にそういう面では断水があっても大変な状況になります。そういう点では、やはり具体的に河川に渡ってある配水管が流木に当たるとか、そういうことでの想定される被害について、どのように話し合われているのかというところを具体的にお聞きしたいなというふうに思っております。よろしく申し上げます。

件名2については、貯水槽ということで、高層マンションや、また公共施設、学校とか公民館についての貯水槽の点検という点では、どうなっているんだろうというふうにちょっと疑問に思いました。

子供たちが毎日水道の水を飲むというよりも、持参の魔法瓶とかポットを必ず持っていくということで、部活がない子供たちも家から持っていった水で喉を潤す、あるいはそういった形での水補給ということをやっているんだろうということで、非常に水道水離れがあるのかなというふうに感じまして、若い方に対して、やはりそういう蛇口からお水を出して飲むという状況がなかなかされていないのではないかなというふうにちょっと思いました。そういう場合には、やはり災害のときに、その水しか飲めないという状況があった場合に、水道水からは飲めませんみたいな状況が市民の中でなったら、非常に安心・安全の水を守っている水道企業団としては、やはり日常そういうアピールは必要ではないのかなというふうに思っております。

やはり水道水の安全性ということを知らせていくということも、一つの仕事ではないのかなということも思います。そういう面では、高層マンションの貯水槽、あるいは学校の貯水槽をどのように点検や管理、指導をなさっているのかということでお聞きしたいというふうに思います。ぜひよろしくお願ひいたします。

1回目、終わります。

○議長（加藤勝明君） 中村洋子議員の1回目の質問が終わりました。

執行部の答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（堀 和行君） 質問事項1についてお答えさせていただきます。

台風19号は、令和元年10月12日、19時に伊豆半島に上陸し、その後、関東地方を通過して、13日未明に東北地方の東海上に抜けました。この台風により、桶川市では住宅の床上・床下浸水が33件、北本市では7件発生しましたが、幸い当企業団では被害はございませんでした。

10月12日の職員の対応につきまして申し上げます。

暴風雨による災害に備え、課長職以上の職員 6 名と浄水課職員 1 名が午前 8 時 30 分に出勤しました。局課長会議を行った後、川田谷浄水場と加納配水場の自家発電機用 A 重油の調達や、江川や赤堀川等の水位が上昇していることから、水道管の河川横断部のパトロール等を実施しました。午後 10 時過ぎに台風が最接近後、水道施設の被害の発生もなく、風雨が収まってきたため、13 日午前零時に解散といたしました。

以上でございます。

○議長（加藤勝明君） 給水課長。

○給水課長（青鹿秀明君） 質問事項 2 についてお答えいたします。

水道の給水方式は、大きく分けて、配水管から蛇口などの給水用具までが直接つながっている直結給水方式と、水道水を一旦受水槽に受けた後、建物の利用者に飲み水として供給する受水槽方式の 2 つに区分されます。受水槽方式による給水は貯水槽水道と呼ばれ、さらに受水槽の容量で、水道法の規制を受ける容量 10 立方メートルを超える簡易専用水道と、水道法の規制を受けない容量 10 立方メートル以下の小規模貯水槽水道に分けられます。

水質の管理区分は、直結給水方式については蛇口まで水道事業者となるのに対し、貯水槽水道については、受水槽の注入口までが水道事業者の管理となっています。受水槽以降の設備については衛生行政の監督下に置かれ、管理は受水槽の設置者が行うこととなっています。しかしながら、貯水槽水道については、受水槽の管理の不徹底に起因して衛生上の問題が全国的にしばしば発生し、水道離れの要因の一つになっていると指摘されていたことから、平成 14 年 4 月 1 日施行の改正水道法において、水道事業者として水道を供給する立場から、受水槽の設置者に対し、適正管理に関する指導・助言及び勧告等を行うこととなりました。

これを受け、水道企業団では、簡易専用水道は水道法の定めにより、水槽の清掃、検査を年 1 回以上行うこと、受水槽にひび割れや水漏れなどがなければ点検を行うこと、水に色、濁り、臭い、味などの異常を認めたときは水質検査を行うこと、供給する水が健康を害するおそれのあることを知ったときは直ちに給水を停止し、関係者に周知させる措置を講じることが義務づけられていること、小規模貯水槽水道においても簡易専用水道に準じた管理を行うよう努めることなどを、すいどうだより、ホームページ、水道のしおりに掲載するとともに、学校や公民館などの公共施設も含め、受水槽の設置者または管理者に直接清掃点検のお願いを 3 年に一度送付して、貯水槽水道の適正管理を行うよう促しているところでございます。

以上でございます。

○議長（加藤勝明君） 2回目の質問を許可いたします。

中村洋子議員。

○5番（中村洋子君） それでは、件名1についての2回目については、やはり今回は災害が幸いなかったという、しかし、点検、見回りというところに人員が割かれたという状況が分かりました。職員がどのように桶川北本広域を回っていくのか、あるいは災害になりそうな場所を回っていくのかというところでは、やはり苦労があるかと思いますが、そういった対応について、2回目お聞きしたいと思います。

件名2については、10立方メートル以上の貯水槽は、登録されている箇所数というのは今現在どれくらいあるのか、また、大変詳しく今回答がありましたように、衛生面などが管理、指導ということでは適切にされているのかどうか、その報告等はどうなっているのか、2回目お聞きしたいと思います。

○議長（加藤勝明君） 中村洋子議員の2回目の質問が終わりました。

執行部の答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（堀 和行君） 実際に災害が起きたらどのように対応するのかについて、お答えさせていただきます。

台風などの水害や地震等災害が発生しますと、地盤変動により施設の破損や電気設備の被災による停電などの被害が想定され、断水となる可能性が高く、水のない不自由な生活を強いられることとなります。当企業団におきまして、災害時には基本的な生活を確保するため、最小限必要な量の飲料水の供給を実施し、また、速やかに水道施設の被害状況を把握し、復旧作業に取りかかることとしております。

台風19号によります東北地方の被害に際しましては、日本水道協会より、広域断水が発生しました福島県いわき市への応急給水の支援要請がございました。この際、当企業団では職員延べ6名と給水タンク車1台を5日間派遣し、応急給水活動に従事いたしました。

このように、災害の規模にもよりますが、単独での応急給水や復旧活動に限界がある場合には、日本水道協会の災害支援の枠組みに基づいて応援要請をして対応していきたいと考えております。

以上です。

○議長（加藤勝明君） 給水課長。

○給水課長（青鹿秀明君） 貯水槽水道の施設と受水槽の清掃の報告についてお答えいたしま

す。

貯水槽水道の施設ですが、令和2年1月末の数値で、簡易専用水道が桶川市104件、北本市が106件、合わせて210件、小規模貯水槽水道が桶川市327件、北本市255件、合わせて582件、合計で792件となります。

法定点検の確認ですけれども、埼玉県生活衛生課より、県内の水道事業体及び市町村の簡易専用水道担当宛てに、法定受検済み施設の情報提供が毎年あります。桶川市、北本市ともに、学校を含め、衛生上問題がある施設があったとの報告は受けたことはありません。

以上でございます。

○議長（加藤勝明君） 以上をもちまして、中村洋子議員の質問を終了いたします。

◇ 星 野 充 生 君

○議長（加藤勝明君） 次に、星野充生議員の質問を許可いたします。

星野充生議員。

○3番（星野充生君） 3番、星野充生です。

それでは、本日の一般質問、最後は私でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

通告に従いまして、3点質問させていただきます。

まず、質問事項1は、水道管の更新についてです。

そろそろ私の周りでも、いろいろと工事をやっていたところがようやく終わったなという、そういう状況になってきておりますが、まずは今年度の水道管の更新の状況、これについて確認したいと思います。

それから、昨年11月に桶川市では市議会議員の選挙があったわけですが、選挙前にはあちらこちらで工事をいろいろやっていたんですが、選挙が始まった途端、一部の場所を除いてびたっと工事がやみまして、これは一体何かあったのかなというようなことがございました。その期間中の対応は何かあったのかなということで、それについてちょっとお伺いをしたいと思います。

質問事項の2番は、漏水の修理依頼に関してお聞きします。

皆様のご自宅にも、マグネットのできたいろんな水道管工事の水漏れ無料ですよと、そういったようなチラシといますか、マグネットの広告がよく届いているのではないかと思います。私もマグネットだから何かに使えるかなと思って、冷蔵庫の扉にぺたぺた貼っているわけですが、結構たまって一面全部広告だらけになってしまって、そんな状況ではござい

ますが、私の家といいますか、そこでも多少ちょっと漏水の疑いありというようなお知らせを企業団から頂きまして、その修理を依頼するには裏面の地元の事業者にお願ひしますと、そういったようなお知らせを頂きました。

それと同じぐらいの時期に、桶川市の広報、昨年の11月号に、消費生活センターからのお知らせというような記事で、水漏れ広告では見積り無料でも作業費は請求といった見出しで、ちょっと注意喚起といいますか、そういったような記事が広報に載っておりました。簡単に言ってしまうと、蛇口から水が漏れた70歳代女性の方が、チラシを基に見積りを依頼すると、詳しい中身を見たいということで蛇口を取り外して中身を見た、そうすると、中身もよくないので50万円ぐらいの見積りが出たと、それで高額なのですぐには返事ができないと言ったら、蛇口を取り外したままその業者は帰って、後日電話で工事を断ったら、蛇口の取り外し料金2万円払ってくれ、こういったような内容で、それに対する注意喚起があったというようなことが広報に載っておりましたので、それについて、まずこういった記事のような事例がこの水道企業団のほうで問合せ等があったのかどうか、それについてお聞きしたいと思います。

そして、修理を依頼する際の注意喚起、今回、私のほうには水漏れのおそれがあるからちょっと依頼をしてください、その際には地元の業者で願ひしますよというような、そういうチラシといいますか、お知らせの文書が届いたわけですが、ふだんはどういった形で修理を依頼する際の注意喚起を行っているのかどうか、それについてお聞きしたいと思います。

質問事項3番は、江川改修についてです。

江川の改修に関しましては、桶川市にとっては大きな課題の一つとされております。数年前には高校生が亡くなった事故というのもありました。それをきっかけに改修工事が進んできたかなというふうに私は認識しておりますが、最近その工事というものが、目に見えての進展というのがちょっと見えなくなったなというような感じがしておりました。

そういったときに、私たち日本共産党の上尾、北本、桶川、鴻巣、伊奈の各市議会、もしくは町議会の議員と秋山もえ県議会議員とともに、北本の県土整備事務所のほうに懇談会を申し入れまして、そこで私たちとしても江川改修についての状況をちょっと確認したところでございます。そして、そこで所長の口から、この江川の調整区域、整備する際に水路管が走っており、その改修工事が今後行われるというような話を聞きました。

ここで、私は初めてこの江川の改修に関して、これまでは市と県というような感じの事業だったのが、ここに水道企業団がちょっと入ってきたというようなふうに感じました。初め

てちょっと水道企業団が関わっているということを知ったものですので、まずはこの江川改修に関して、今日までのこの水道企業団との関わり、経緯、資料とともに説明を頂きたいと思えます。

質問の1回目、以上になります。どうぞよろしくお願ひします。

○議長（加藤勝明君） 星野充生議員の1回目の質問が終わりました。

執行部の答弁を求めます。

施設課長。

○副参事兼施設課長（河野宏之君） 質問事項1につきましてお答えさせていただきます。

主要な工事の石綿セメント管更新事業で申し上げますと、今年度の工事のうち、桶川9路線、北本8路線の布設替え工事を完了しております。残り北本1路線につきましても、今月末までには完了予定でございます。選挙期間中の対応につきましては、通行に支障がないように施工業者に注意喚起を促したところでございます。

質問事項3につきましてお答えする前に、議長に資料の配付の許可をお願いします。

○議長（加藤勝明君） 資料の配付を許可いたします。

○副参事兼施設課長（河野宏之君） 図面の左側に川田谷浄水場、桶川西中がございませう。真ん中に南北に江川が流れております。川田谷浄水場から、ダクマイル鑄鉄管口径500ミリ2本が江川を東西に横断してあります。南側が桶川西口方面の市街地へ供給している主要幹線、北側が石戸・中丸浄水場の配水池に流入する県水の主要幹線になってあります。どちらも企業団にとって大変重要な管路になります。

平成28年5月に北本県土事務所河川課の方が来庁され、今後江川の改修工事を進めるとのお話がありました。その後、河川課担当者とは何度も協議を重ねた結果、平成30年12月10日付、江川改修工事に伴う支障物件の移設についての依頼文が届きました。今年度、送配水管の基本計画を設計会社に委託し、3月末までに成果品が完成する予定でございます。

以上が今日までの経緯でございます。

○議長（加藤勝明君） 業務課長。

○事務局次長兼業務課長（篠田 明君） 質問事項2につきましてお答えいたします。

漏水の修理依頼に関しまして、桶川市広報19年11月号で、水漏れのため、見積もり・出張無料と広告した事業者に見積もりを依頼したところ、作業費を請求されたという事例を紹介して注意喚起してありますが、このような漏水修理に係る事例の問い合わせは、当企業団にはございませうでした。

また、埼玉県消費生活支援センターに類似したトラブルにつきまして問い合わせましたところ、台所や風呂場の蛇口やトイレなどの漏水が発生して緊急的な修理が必要となり、慌ててチラシや電話帳等で広告する業者に依頼した結果、高額請求や不要工事の強要等、悪質商法の被害に遭ったという相談や苦情が多く寄せられているとのことでした。

このような状況を踏まえまして、修理を依頼する際の注意喚起の手段についてでございますが、主に広報紙のおけきたすいどうだよりとホームページを考えております。既にホームページにおいては、悪質な訪問販売にご注意くださいと題しまして、浄水器等の訪問販売やお客様から依頼のない水質検査や水道管の清掃業務等は企業団では行っていないと注意を呼びかけております。しかしながら、悪徳業者の手口は様々であり、すぐに解決したいという消費者の心理に付け込んだ犯行が目立っているように思います。

したがいまして、お客様が悪質商法の被害に遭わないようにするため、これまでの啓発に加え、水道工事は指定給水装置工事事業者の施工が原則であることをさらに周知し、また、実際にお客様からトラブルの相談や苦情があった事例を掲載するなど、広報の強化を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（加藤勝明君） 2回目の質問を許可いたします。

星野議員。

○3番（星野充生君） ありがとうございます。

それでは、2回目の質問をさせていただきます。

水道管の更新に関しましては、来年度も計画的にやっていただけるというように思っておりますので、それに関してはやっていただければと思います。

選挙期間中の対応に関しましては、実は私どものほうに、急に中止を上から言われたというようなことで、働く人にとっては日雇の方もいらっしゃるようなこともあったので、ちょっとこう、何といったらいいんでしょうか、急にこんなことを言われちゃ困るよというようなことを、私のほうに言われたものでございました。急だったからというようなことだと思うんですね。ですので、これは4年後といたしますか、3年後でしょうか、3年後の11月に選挙があるわけですので、その際にはせめて余裕を持って言っていただければいいかなんていう、注意喚起を行っていただければいいのかなというふうに思っておりますが、その辺に関してもちょっとお答えを頂ければと思います。

2番目の修理依頼に関しましては、すいどうだよりやホームページということで、それし

かないのかな、どうなのかなというようなところであります。やはり急にちょっと漏れているというようなときに、あのようによいばいいつも定期的にマグネットが送られてくると、やはりそういったところに行ってしまうというようなことがあると思います。すいどうだより、ホームページ以外で何かないものなのかどうか、少し何かお考えがあったら伺いたいかなと思います。

質問事項の3番の江川改修に関しましては、資料の提出をありがとうございます。こうして見ますと、恐らくは市道3213号線のほうに迂回するか、市道1号線のほうに迂回をさせるのかといったような方法が取られるのかなというふうに思います。これは3月末までには基本計画の予定がどうなるかというところもあるかもしれませんが、距離的なところを考えれば、市道1号線のほうに行けば多少コストというか、そういうところは抑えられるのかなと思うわけですが、そうすると、この市道1号線のところ、周辺をかさ上げしようというような今計画があるわけなんですけれども、ちょっとその辺との関わりといいますか、何かそういったところで企業団としてほかに考えておりますか。何かあるものなのか、少しそこについてお聞きできればと思いますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（加藤勝明君） 星野充生議員の2回目の質疑が終わりました。

執行部の答弁を求めます。

施設課長。

○副参事兼施設課長（河野宏之君） お答えいたします。

今年度の更新路線のうち、道路の幅員が狭い箇所が数路線ございました。工事期間中は、沿線住民の安全確保の配慮しか考えてこなかったことが、正直なところでございます。

江川の改修につきましては、1号線、地盤をかさ上げして道路橋を造るという計画がございます。したがって、今回の基本設計にはこのルートは盛り込んでおりません。

以上でございます。

○議長（加藤勝明君） 業務課長。

○事務局次長兼業務課長（篠田 明君） 2回目の質問につきましてお答え申し上げます。

広報紙やホームページ以外の手段といたしましては、6月の水道週間の期間中にご来庁された方や8月に行っております親子水道教室にご参加された方に、悪質商法の事例等を紹介したチラシをお配りして注意喚起する方法も考えております。数量的には少ないですが、職員から直接注意喚起を呼びかけてチラシを受け渡されたお客様には、記憶に残りやす

くなり、また、関心や理解を深めていただくのに有効であると考えます。そして、いずれの方法におきましても、手を替え品を替え巧妙化する悪質商法による被害に遭わないようにするため、被害予防の情報を分かりやすく伝わるように紹介して、注意喚起を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（加藤勝明君） 以上をもちまして、星野充生議員の質問を終了いたします。

これにて一般質問は全て終了いたしました。

ここで暫時休憩いたします。再開は午後1時といたします。

(午前11時50分)

○議長（加藤勝明君） それでは、休憩を解いて再開いたします。

(午後 1時00分)

△第4号議案に対する質疑、討論、採決

○議長（加藤勝明君） 日程第7、議案の質疑、討論、採決を行います。

第4号議案 桶川北本水道企業団行政不服審査法関係手数料条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

質疑の通告がありませんでしたが、何か質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤勝明君） なしと認め、質疑を終結いたします。

次に、討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤勝明君） なしと認め、討論を終結いたします。

これより第4号議案を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（加藤勝明君） 起立全員であります。

よって、第4号議案 桶川北本水道企業団行政不服審査法関係手数料条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

△第5号議案に対する質疑、討論、採決

○議長（加藤勝明君） 次に、第5号議案 桶川北本水道企業団企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

質疑の通告がありましたので、質疑を許可いたします。

星野充生議員。

○3番（星野充生君） それでは、2点ほどお聞きしたいと思います。

今回これは住居手当についてということですが、今回の条例の改定でこの企業団の職員、影響が出る職員がいらっしゃるかどうか、そこをまずお聞きしたいと思います。

それから、条例文の中で、改正後の文章で、支払っている職員でという、企業長の定めるもの以外の職員というふうに、少しちょっと分かりにくいような表現だったものですので、これについて詳しいことを教えていただければと思います。

以上です。

○議長（加藤勝明君） 星野充生議員の1回目の質疑が終わりました。

執行部の答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（堀 和行君） 条例改正で影響の出る職員がいるのかについてお答えさせていただきます。

職員40人中、影響の出る職員は14人でございます。

次に、家賃を支払っている職員で企業長の定めるもの以外の職員とはについてお答えさせていただきます。

条文は、家賃を支払っている職員で企業長の定めるもの以外の職員に支給するとありますので、支給することができない企業長が定めるものについて申し上げます。

給与の種類及び基準に関する条例の詳細な部分につきましては、桶川北本水道企業団企業職員の給与に関する規程に定めがございます。こちらの規定の第37条の3に、企業長の定めるものについての記載がございます。支給ができないのは、例えば親が所有している住宅を借りている場合や、賃貸住宅に親と住んでいる職員が、親に就職をしたんだから家賃を払ってほしいと言われて家賃を払っていても、住居手当は支給されないというものでございます。

以上でございます。

○議長（加藤勝明君） 2回目の質疑を許可いたします。

○3番（星野充生君） ありがとうございます。

40人中14人の職員に今回の条例の改定で影響があるということですが、端的にそれが何と
いいますか、この職員にとってはいい影響であるのか、悪い影響であるのか、その辺、分か
りましたら教えていただければと思います。

以上です。

○議長（加藤勝明君） 星野充生議員の2回目の質疑が終わりました。

執行部の答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（堀 和行君） 2回目の質疑につきましてご答弁いたします。

持家の手当につきましては、新築または購入から5年までにつきましては5,000円、それ
以外の職員は4,500円が支給されております。当企業団で本日2月17日現在でこの住居手当
を支給されている者につきましては、14人で、合計しますと、月6万5,500円となっております。
この金額が条例施行後の4月1日以降になりますけれども、支給されないこととなり
ますので、生活給となっておりますので、つらいことになるとは思いますが、影響は
あることと思いますが、一応今回経過措置のほうがございます、経過措置につきましては、
令和7年3月31日まで段階的に金額のほうを下げっていく経過措置のほうを予定しております
ので、その辺で対応できると考えております。

以上でございます。

○議長（加藤勝明君） 以上をもちまして、星野充生議員の質疑を終了いたします。

ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤勝明君） なしと認め、質疑を終結いたします。

次に、討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤勝明君） なしと認め、討論を終結いたします。

これより第5号議案を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（加藤勝明君） 起立全員であります。

よって、第5号議案 桶川北本水道企業団企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の
一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

△第6号議案に対する質疑、討論、採決

○議長（加藤勝明君） 次に、第6号議案 令和元年度桶川北本水道企業団水道事業会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

質疑の通告がありましたので、質疑を許可いたします。

中村洋子議員。

○5番（中村洋子君） 第6号議案 令和元年度桶川北本水道企業団水道事業会計補正予算（第1号）について質疑をいたしたいと思えます。

この補正予算書の4ページにあります建設改良費、工事請負費の1億1,500万という項目がありますが、この補正減になった具体的な内容を、先ほども説明の中で区画整理事業ということであつたわけですが、具体的に教えてください。

○議長（加藤勝明君） 中村洋子議員の1回目の質疑が終わりました。

執行部の答弁を求めます。

施設課長。

○副参事兼施設課長（河野宏之君） 建設改良費、工事請負費の減額についてお答えいたします。

この予算は、両市からの依頼により、北本市久保特定土地区画整理事業内の配水管布設工事や、公共下水道工事に伴う配水管切り回し工事等の概算工事費を積算し、積み上げた予算でございます。久保特定土地区画整理事業地内につきましては、予定した工事の中止、公共下水道工事につきましては、配水管に支障がなく、切り回し工事等の工事が生じなかつたことによりまして、1億1,550万円の減額補正を行うものでございます。

以上でございます。

○議長（加藤勝明君） 中村洋子議員の質疑が終わりました。

以上をもちまして、中村洋子議員の質疑を終了いたします。

ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤勝明君） なしと認め、質疑を終結いたします。

次に、討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤勝明君） なしと認め、討論を終結いたします。

これより第6号議案を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（加藤勝明君） 起立全員であります。

よって、第6号議案 令和元年度桶川北本水道企業団水道事業会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

△第7号議案に対する質疑、討論、採決

○議長（加藤勝明君） 次に、第7号議案 令和2年度桶川北本水道企業団水道事業会計予算についてを議題といたします。

質疑の通告がありましたので、質疑を許可いたします。

中村洋子議員。

○5番（中村洋子君） 第7号議案 令和2年度桶川北本水道企業団水道事業会計予算について、5点ほどお聞きしたいと思います。

内訳書の中からお願いしたいと思いますが、6ページにあります県の受水費、これについては、昨年度比で県水を受水するところでは、少なく申し入れるとか増やすとかという増減ができるのかどうかということも含めて、やはり61円78銭というところでお金がかかっている中身なので、そういう因果があるのかどうかという見通しについて伺いたいと思います、1点。

それから、13ページの水道事業の実施計画策定業務委託ということで、計画策定することなんですが、これについて具体的に内容が分かっておりましたらお聞きしたいというところでは。

それから、15ページの貸倒引当金繰入額、不納欠損額の動向と実態ということで、不納欠損になっていく現状というのがあるということは分かるんですが、この3年間の動向と、桶川、北本別に見たらどうなのかということをお聞きしたいと思います。

それから、17ページの県補助金、生活基盤施設耐震化等補助金については、どこか耐震化するような具体的な場所があるのかということをお伺いしたいと思います。

それから、最後に20ページになりますが、営業設備費の減の理由、去年は1億1,253万9,000円という多額な部分が予定されていたんですが、本年度予算ではぐんと減っておりますので、その理由をお聞きしたいと思います。

以上です。

○議長（加藤勝明君） 中村洋子議員の1回目の質疑が終わりました。

執行部の答弁を求めます。

浄水課長。

○参事兼事務局次長兼浄水課長（小島 稔君） 水道事業会計予算内訳書6ページ、水道事業費用、原水及び浄水費の節であります受水費の前年比較及び変化と見通しにつきましてお答えいたします。

受水費は、説明の欄にございますように、埼玉県営水道から給水を受けております県水の購入費用でございます。給水を受けるに当たりましては、毎年2月末までに翌年度の受水量の申込みをして、承認を得た水量を購入することとなっております。申込みは月ごとに1日当たりの受水量を決定し、日数を乗じ算出しております。前年度との比較でございますが、1日当たりの受水量の増減はなく、同量の承認水量となっております。

予算額といたしましては、今年度はうるう年であり、2月の1日当たりの受水量3万5,000立方メートル分は、例年より増額となる予算でございました。令和2年度予算ではこの部分が減少し、消費税抜きでは216万円減となっておりますが、消費税法の改正によりまして消費税額が増加し、結果、前年度と比較しまして576万円増の予算計上となっております。

今後の見通しでございますが、配水量に対します県水の配水割合は、平成30年度83%、今年度は12月末までで85%となっております。現状の企業団の自己水の処理能力、施設の稼働時間等から判断いたしまして、今後も同様の割合、受水量での運用を継続してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（加藤勝明君） 総務課長。

○総務課長（堀 和行君） 水道事業実施計画策定業務委託についてお答えさせていただきます。

当企業団の水道事業基本計画、水道事業ビジョンの計画期間は、平成28年度から令和12年度までの15年間という長期計画となっております。近年、給水人口が減少し、老朽施設の更新時期が到来している中、このビジョンの目標や計画を達成するため、より具体的な浄水施設や配水管網の短期間の更新計画を作成する必要があり、現在実施計画の策定を進めているところでございます。この計画の策定期間は、令和3年度から令和7年度の5年間とし、ビ

ジョン策定後の進捗状況を整理把握し、施設の再構築を見据えた今後5年間で整備すべき事業を精査し、計画を策定することを目的としております。

主な内容といたしましては、石戸浄水場を廃止するための事業計画や江川周辺地域の管路整備計画の検討、老朽管の更新に関する基礎調査、浄・配水場設備類の改良更新計画の検討、そして、これらを踏まえた10年間の財政計画を策定するものでございます。令和元年度につきましては、これまでの各浄配水場の更新・修繕状況や浄水場の水運用状況の精査、導送配水管の更新状況、今後必要な更新工事の洗い出しや施設の再構築の検討を行っておりますので、現段階では具体的なことはまだ何も決まっていない状況でございます。

次に、県補助金、生活基盤施設耐震化等補助金についてお答えさせていただきます。

生活基盤施設耐震化等補助金の幾つかのメニューについて、緊急時給水拠点確保事業の重要給水施設配水管という項目で現在補助を受けております。この補助メニューは、災害時に重要な拠点となる病院や学校等指定給水所となっている避難拠点など、人命の安全確保を図るため、給水優先度が特に高い施設への配水管を耐震化する事業が対象となっております。令和2年度の補助金対象路線は、北本市中央1丁目、緑2丁目地内と高尾2丁目地内の2路線で、222メートルを予定しております。

次に、営業設備費の減の理由についてお答えさせていただきます。

営業設備費は、新設水道メーター購入費用の揚水機費とパソコンやエアコン等の資産となります。備品の購入費用の備品購入費からなっております。営業設備費の減の理由につきましては、令和元年度予算には上下水道料金管理システム更新業務や上水道管路管理システム、マッピングシステムのハードウェア更新と中央監視制御システム機器の更新がございましたが、令和2年度には大きな費用のかかる機器の更新がございませんので、大きく減少となっております。

以上でございます。

○議長（加藤勝明君） 業務課長。

○事務局次長兼業務課長（篠田 明君） 予算内訳書15ページ、貸倒引当金繰入額、水道料金不納欠損額でございますが、直近の過去3か年の動向と実態につきまして、行政区分に分けてお答えいたします。

まず、年度別の水道料金の不納欠損額ですが、平成28年度は355件、116万2,757円、平成29年度は352件、150万5,394円、平成30年度は301件、146万6,853円となっており、調定額に対する平均不納欠損率は0.052%でございます。

行政区分別では、平成28年度から平成30年度まで順に申し上げますと、桶川市では189件、57万2,812円、190件、90万3,129円、169件、51万7,046円であり、平均不納欠損額は66万4,329円で、平均不納欠損率は0.049%でございます。

一方、北本市においては、166件、58万9,945円、162件、60万2,265円、132件、94万9,807円であり、平均不納欠損額は74万1,005円で、平均不納欠損率は0.055%でございます。

このように、両市の比較では、年度ごとに桶川市が少なかったり北本市が少なかったりと変動しておりますが、直近3か年の平均では、北本市のほうが欠損額、欠損率とも桶川市を上回っている数値となっております。

以上でございます。

○議長（加藤勝明君） 中村洋子議員。

○5番（中村洋子君） それでは、2回目は、17ページの県補助金について、中央1丁目、高尾2丁目の配水管が耐震化の補助金の対象になっていくというふうにお聞きしました。桶川市についてはこの対象はないのでしょうか。お聞かせください。

それから、不納欠損になっている状況というのが見えたわけですが、これのやはり不払いという対処、不納欠損になる前の対処の仕方を伺いたいと思います。

○議長（加藤勝明君） 総務課長。

○総務課長（堀 和行君） 中村議員の2回目の質問につきましてご答弁申し上げます。

今回この生活基盤施設耐震化等補助金の対象となります路線につきまして、桶川市のほうでは、今回申請している部分について、今のところはないということでございます。

○議長（加藤勝明君） 業務課長。

○事務局次長兼業務課長（篠田 明君） それでは、ご答弁申し上げます。

不納欠損額の大半は、無断転出による転居先不明や市外転出という理由の中止未納分であり、全体の70%から80%を占めております。したがって、不納欠損となる前の段階で、無断転出者は市に調査を依頼して、転出先を突き止めて納付書を郵送したり、また、市外転出者には定期的に電話による催促を行いながら、未収金の回収に努めているところでございます。

この不納欠損額を縮減していくに当たり、財源の確保や負担の公平性を担保するため、債権回収の鉄則である未納料金の早期着手、早期回収を徹底してまいります。

また、今後の徴収方法ですが、生活困窮者にはそれぞれの状況に合わせた納付計画の相談を行うなど、寄り添った対応を行い、また一方、支払い能力がありながら未納となっている

使用者に対しましては、給水停止など厳しく対応し、早期徴収に努めてまいります。さらに新たな未納者をつくらない対策を模索してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（加藤勝明君） 以上をもちまして、中村洋子議員の質疑を終了いたします。

次に、通告2番、星野充生議員の質疑を許可いたします。

星野充生議員。

○3番（星野充生君） それでは、同じく内訳書のほうから3点ほど質問させていただきます。

まずは、内訳書1ページでございます給水収益に関してです。

前年よりも減っておりまして、恐らくこれはこのまま続いてしまうのかなという思いがあるわけですが、今後の見通しについてどのように考えているのかというところをお伺いしたいと思います。

それから、19ページに移りまして、配水設備費と配水設備改良費というものがあまして、これらがそれぞれ前年のところだけ増額になりまして、そこがちょっと気になった部分でございますので、それについての理由について伺いたいと思います。

以上です。

○議長（加藤勝明君） 星野充生議員の1回目の質疑が終わりました。

執行部の答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（堀 和行君） 給水収益の今後の見通しについてお答えさせていただきます。

近年、人口の減少や使用者の節水意識の高揚、また節水型機器の普及などにより、水事業が減少傾向にあります。水道事業ビジョンの人口推計では、計画期間の最終年度である令和12年度と平成21年度のピーク時の給水人口14万6,132人を比較しますと、高位推計で12万9,802人、11.2%の減少、低位推計では12万9,285人で11.5%の減少予測となっております。給水人口の減少に伴い、水需要も大きく減少するものと予測されますので、水道料金収入であります給水収益も年々減少すると推測されます。令和元年度の決算におきましても減少するものと見込んでおりますので、この傾向を踏まえまして、令和2年度予算におきましては、前年度比1.0%減少の26億4,510万2,000円を計上いたしました。

今後も厳しい財政状況が続くものと思われまますので、将来に発生する更新費用を見据え、施設の統廃合や管路のダウンサイジングなど、さらなるコスト縮減に努めていくことが重要であると考えております。

以上でございます。

○議長（加藤勝明君） 施設課長。

○副参事兼施設課長（河野宏之君） 配水設備費、配水設備改良費の増額につきましてお答えします。

令和2年度には、主に県道への配水管の新規布設や布設替え工事が増加したことにより、前年度比で予算が増額となっております。昨年の6月に北本県土事務所から、令和3年度より中山道の電線地中化工事を施工予定、施工範囲は、北本市本宿2丁目の天神様付近から桶川方面に向かい、南大通りの交差点を南下して東保育所付近まで、水道、ガスなどのライフラインの事業者は、令和2年度末までに布設工事を完了してほしいとの説明会がございました。現在、この区間の配水管は上り車線側のみでございます。新たに下り車線側へ配水設備費の予算で布設し、上り車線側は既設管の撤去工事を伴いますので、配水設備改良費で布設替え工事の予算を計上したものでございます。

以上でございます。

○議長（加藤勝明君） 星野議員、2回目の質問を許可いたします。

星野充生議員。

○3番（星野充生君） それでは、2回目につきまして、給水収益の減収に関しては、ある意味、致し方のないことも出てくるのかなと思っております。昨年視察で岡山に行ったときにも、何か値上げせざるを得ないような状況になったとかということで、値上げをしたというような話をお聞きしまして、人ごとではないだろうなというふうに思いながら聞いていたわけですが、とはいえ、やはりある意味命の最後のつながりといえますか、最後のライフラインといえますか、それが水道ということになりますので、そういう意味では、コスト削減、縮減等々、これは引き続きして、簡単に水道料金値上げなんていうような安易な方向に進んでいかないように、引き続きちょっと努力をお願いしたいかなと思っております。これに関しましては、答弁は結構でございます。要望として受けていただければと思います。

19ページのほうに入りますが、中山道の電線地中化という、なかなかいいですねと、羨ましいなというふうにちょっと思ったりするわけですが、これに関しては2年度末までということですが、これはどうなのでしょう、例えば北本のこれは一部というような話ですが、それが北本市全体の中山道の範囲にも広がるものなのか、そして桶川でもこういったものが広がってくるのかな、どうなのかなというところ、何かこう先の展望というか、そういうものがありましたら教えていただければと思います。

○議長（加藤勝明君） 星野充生議員の2回目の質疑が終わりました。

執行部の答弁を求めます。

施設課長。

○副参事兼施設課長（河野宏之君） お答えいたします。

今回のこの工事に関しましては、実は埼玉県のほうからお話がありました。東日本大震災後に電線の倒壊がありまして、緊急車両の通行の確保ができなかったことによりまして、平成28年12月に無電柱化の推進に関する法律が施行されました。その法律に従いまして、埼玉県では今回の工事で中山道の地中化を計画しているという話を伺っております。今後の予定については未確認でございます。

以上でございます。

○議長（加藤勝明君） 以上をもちまして、星野充生議員の質疑を終了いたします。

ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤勝明君） なしと認め、質疑を終結いたします。

次に、討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤勝明君） なしと認め、討論を終結いたします。

これより第7号議案を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（加藤勝明君） 起立全員であります。

よって、第7号議案 令和2年度桶川北本水道企業団水道事業会計予算については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

△特定事件の閉会中の継続審査の申し出について

○議長（加藤勝明君） 日程第8、特定事件の閉会中の継続審査の申し出についてを議題いたします。

議会運営委員会委員長から所管事項につきまして、会議規則第102条の規定により、閉会中の継続審査の申し出がありました。

お諮りいたします。議会運営委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とす

ることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（加藤勝明君） ご異議なしと認め、議会運営委員会委員長からの申し出につきまして
は、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

△閉会の宣告

○議長（加藤勝明君） 以上をもちまして、本定例会の日程は全て終了いたしました。
これにて令和2年第1回桶川北本水道企業団議会定例会を閉会といたします。
大変にご苦労さまでした。

（午後 1時35分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

議長 加藤 勝 明

署名議員 佐藤 洋

署名議員 今関 公 美

参 考 资 料

議 案 の 審 査 結 果

企業長提出議案

議 案 番 号	件 名	審 査 結 果	
		月 日	結 果
4	桶川北本水道企業団行政不服審査法関係手数料条例の一部を改正する条例について	2月17日	原案可決
5	桶川北本水道企業団企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について	2月17日	原案可決
6	令和元年度桶川北本水道企業団水道事業会計補正予算（第1号）について	2月17日	原案可決
7	令和2年度桶川北本水道企業団水道事業会計予算について	2月17日	原案可決

